

# 子ども手当導入に伴う家計への影響分析

— JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション —

土居 丈朗

本稿では、2009年1月に実施された慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査 (JHPS)」第1回調査で得られた2008年の世帯収入のデータを用いて、所得税制に関するマイクロ・シミュレーションを行った。JHPSのデータは、先行研究で用いられている厚生労働省「国民生活基礎調査」よりも、相対的に高所得で世帯人員が多い世帯が含まれている。このJHPSのデータを用いて、先行研究と同様の結果が得られるかを検証するとともに、2010年から導入予定の子ども手当にまつわる政策効果を、新たに分析した。

分析の結果、現行の所得税制について、累進性があるとともに、所得控除によって課税ベースが小さくなっていることが確認された。所得控除により課税ベースから外れるのは当初収入の約7割と、先行研究よりも高い割合となった。また、各種人的控除の廃止の影響も分析した。

次に、鳩山内閣が行う予定の子ども手当導入と扶養控除の一部廃止が各所得階層へ与える影響も分析した。その恩恵は、中低所得層に及ぶことを明らかにした。しかし、扶養控除の一部廃止に伴う所得税・住民税の負担増との比較において、子ども手当支給に必要な財源は十分に賅えないとの結果が示された。

JEL Classification Codes: H240, C150

## 1. はじめに

我が国では、少子高齢化や格差是正などへの対応として、税制を活用した政策提案が盛んに行われている。2009年9月に発足した鳩山内閣においては、「子ども手当」の導入とそれに伴う所得税の控除の見直しが実施されようとしている。

そもそも、2009年8月に行われた衆議院総選挙において、各政党が「給付付き税額控除」に関して、これまで以上に踏み込んで、マニフェスト等でその導入を検討することを明記した。さらに遡れば、2008年12月に麻生内閣で閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」や、それを具現化した平成21年度税制改正法附則に、給付付き税額控除の検討が盛り込まれ、子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を狙いとした方策として掲げられた。その背景には、少子化対策として子育て世帯への給付や、所得税制を用いた格差是正を図ろうとする動き

があった。

給付付き税額控除を含む所得税制に関する経済学的分析として、マイクロ・シミュレーションの手法を用いた研究が近年次第に増えている。先行研究としては、田近・古谷(2003)、田近・八塩(2006a, b)、森信(2008)、高山・白石・川嶋(2009)などがある。税制のマイクロ・シミュレーションは、所得や消費などに関する個票を用いて、税制の仮想的な変化が、各家計に対してどのような影響を与えるかについてシミュレーション分析を行うものである。前掲の先行研究は所得税制に関する分析が中心だが、消費税を扱ったマイクロ・シミュレーションとして、八塩・長谷川(2009)もある<sup>1)</sup>。

これまで、我が国における所得税に関するマイクロ・シミュレーションの先行研究では、厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票が用いられていた。ただ、「国民生活基礎調査」は、保健所や福祉事務所を通じて調査票が回収されることがあることから、標本として比較的低所得者を拾いやすいとの見方もある。「国民生活基

礎調査」以外の個票を用いることで、我が国の税制に関するマイクロ・シミュレーションの結果の頑健性を検証することは重要であると考えられる。

そこで、本稿では、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査(Japan Household Panel Survey: JHPS)」を用いた税制のマイクロ・シミュレーションを行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、本稿で用いた「日本家計パネル調査(JHPS)」の概要について紹介する。第3節では、JHPSを用いた所得税、住民税、社会保険料の算定方法について説明する。第4節では、現行制度の下での、JHPSのデータで観察される所得税、住民税、社会保険の負担を分析し、等価世帯可処分所得を用いた10分位の所得階層別に示す。第5節では、現行税制の特性に関する考察として、所得税の諸控除の適用状況と限界税率をJHPSのデータから明らかにする。第6節では、所得税と住民税における人的控除の効果を検証するべく、人的控除廃止を行った場合に生じるであろう効果をJHPSの個票データに基づきシミュレーションを行う。そして、第7節では、鳩山内閣で実施しようとしている子ども手当と、その財源捻出のために検討されている所得税の扶養控除等の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。最後に第8節では、本稿をまとめる。

## 2. 日本家計パネル調査(JHPS)の概要

「日本家計パネル調査(JHPS)」は、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点が2009年から個人を対象とした調査を開始したものである。第1回調査は、2009年1月31日現在における日本在住の満20歳以上の男女(昭和14年2月～平成元年1月に生まれた男女)を対象に、2009年1月31日現在で実施した。この調査対象は、全国約10361万人(推計人口2009年2月概算値による)の総人口のうち81.5%が含まれる。調査対象者の選定は、層化2段無作為抽出法(第1段-調査地域、第2段-個人)により選定した。調査地域は、抽出単位として2005年国勢

調査の調査区を使用し、全国を地方・都市階級により24層に層化し、各層に2008年3月31日現在の住民基本台帳人口の人口割合で標本数を配分した。次いで、1つの調査地域あたりの標本数を10程度として各層の調査地域数を決定し、所定数の調査区を無作為抽出した。調査対象者は、選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象に、指定された起番号、抽出間隔に基づき1調査地域について、約10人を抽出した。そして、9633人の接触対象者から4021人(回収率:41.7%)の調査票を回収した。

調査方法としては、調査全地点を無作為に2分割して、同一の調査項目についてそれぞれ異なる2つの調査方法で行った。1つには、調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を調査員が再度訪問して収集する自計式の留置調査法により行った。もう1つには、質問項目を分割し、調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を調査員が再度訪問して収集する自計式の留置調査と調査員が口頭で対象者に質問して回答してもらう面接調査を併用した。

2010年以降も同様に調査を行う予定で、2010年以降の標本がそろそろこの調査はパネルデータとなる。

本稿では、2009年1月に行われたJHPSの第1回調査に基づいて、税制のマイクロ・シミュレーションを行う。JHPSの第1回調査では、調査対象者の2008年の1年間の本人の所得と世帯の所得について問うている。その他には、調査対象者の世帯の構成や、世帯員の就業状態、消費、貯蓄、住居、健康状態などについての情報が得られる。

ちなみに、JHPSの標本の特性についてまとめたマッケンジー・宮内・直井・山本(2009)によると、JHPSの調査対象者の年齢構成は表1、世帯収入分布は表2のように示されている。

本稿では、JHPS第1回調査のデータを、本稿の分析目的にかなう形でクリーニングしたものに於て分析することとする。

表1. JHPS2009の年齢構成

	JHPS2009		人口推計 (2009年2月1日現在)	
	対象者		実数 (万人)	構成比
	頻度	構成比		
合計	4022	1.000	10434	1.000
20-29歳	591	0.147	1464	0.140
30-39歳	731	0.182	1850	0.177
40-49歳	645	0.160	1624	0.156
50-59歳	694	0.173	1737	0.166
60-69歳	902	0.224	1726	0.165
70歳以上	459	0.114	2033	0.195

出典) マッケンジー・宮内・直井・山本(2009).

表2. JHPS2009の世帯収入分布

年間(中央値)(万円)	JHPS2009		全国消費者実態調査 (2004年)	
	670.7	(560.0)	692.5	—

年間収入階級別世帯数および構成比

	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
200万円未満	154	4.89	1913	3.60
200—250万円	158	5.00	1474	2.78
250—300万円	148	4.69	2250	4.24
300—350万円	223	7.07	3374	6.35
350—400万円	200	6.32	3768	7.09
400—450万円	220	6.98	3794	7.14
450—500万円	172	5.46	3564	6.71
500—550万円	247	7.83	3511	6.61
550—600万円	128	4.06	3181	5.99
600—650万円	220	6.95	3161	5.95
650—700万円	95	3.00	2603	4.90
700—750万円	195	6.17	2693	5.07
750—800万円	84	2.65	2221	4.18
800—900万円	204	6.47	3899	7.34
900—1000万円	174	5.50	2960	5.57
1000—1250万円	284	8.99	4491	8.46
1250—1500万円	80	2.54	2103	3.96
1500—2000万円	104	3.30	1496	2.82
2000万円以上	68	2.14	656	1.24

出典) マッケンジー・宮内・直井・山本(2009).

### 3. 分析方法

この節では、用いた分析方法を説明する。まず、各世帯の構成員全員の所得額に対して税法を適用し、すべての世帯の所得税負担額を推計

する。その所得税負担額は、以下の手順で計算した。

所得税法では収入は10種類に分類される。JHPSのデータから所得税額を推計するには、税法上「収入」とされるJHPSのデータを用いてその分類ごとに所得を計算する必要がある。JHPSでのデータには、勤め先の収入、自営・事業・内職収入、家賃・地代収入、利子・配当金、仕送り金・受贈金の受け取り、公的年金、企業年金・個人年金、失業給付・育児休業給付、児童手当・児童扶養手当、生活保護給付、その他の収入と、11種類の収入がある。これらを、所得税法の所得分類に基づき、以下のように対応させた(以下ではJHPSに記載されている項目を「…」で囲って表現する)。

給与所得＝「勤め先の収入」－給与所得控除

事業所得＝「自営・事業・内職収入」－青色申告控除

不動産所得＝「家賃・地代収入」

公的年金等の雑所得＝「公的年金」＋「企業年金・個人年金」－公的年金等控除

その他の雑所得＝「その他の収入」＋「仕送り金・受贈金の受け取り」

利子所得＝「利子・配当金」

ここで、給与所得控除については、それぞれJHPSの「勤め先の収入」を給与収入とみなして計算した。公的年金等控除については、「公的年金・恩給」＋「企業年金・個人年金」を公的年金等収入とみなして計算した。その他の雑所得等にもつかわる控除については、経費などの情報が入手できないことから

考慮しなかった。

利子所得は、分離課税であるから、独立して所得税額を計算した。利子所得には20%の源泉分離課税を適用した。それ以外の5種類の(所得税法上の)所得を合計して、次のように合

計所得を計算する。

合計所得＝給与所得＋事業所得＋不動産所得  
＋公的年金等の雑所得＋その他の雑所得

また、所得税法に従い、以下のように所得控除を計算し、それを合計所得から引いて総合課税の対象となる課税総所得金額を計算する。

所得控除＝基礎控除＋配偶者控除＋配偶者特別控除＋扶養控除＋寡婦・寡夫控除＋医療費控除＋社会保険料控除

上記以外の所得控除は、JHPS で得られるデータの制約から算定できない。

ここで、配偶者控除や扶養控除は、データに示された各構成員の続柄・年齢・就業状態(就業している場合にはその所得)によりその適用可否を判断し、16歳以上23歳未満の特定扶養親族や70歳以上の老人扶養親族(同居老親等加算を含む)に対する控除も所得税制に従って計算した<sup>2)</sup>。他の先行研究ではあまり取り入れられていない寡婦・寡夫控除も、データに示された家族構成から判断し、所得税制に従って計算した<sup>3)</sup>。医療費控除は、JHPS で得られる年間医療費の回答、または2009年1月の医療費支出(月額)を12倍して年額とし、これに基づいて計算した。

社会保険料控除は、各種社会保険の保険料算定の規定に従って算定した社会保険料を基に計算した。本稿で算定したのは、医療保険・介護保険(国民健康保険、政府管掌健康保険(2008年10月からは全国健康保険協会管掌健康保険)、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療保険)、年金保険(国民年金、厚生年金、共済年金)、雇用保険である。

医療・介護保険については、各世帯員の就業状態、就業先の経営形態、雇用形態等から加入保険を判断し、規定の賦課ベースに基づき、保険料を算定した。その際、当人の所得及び他の世帯員の所得から、当人が被保険者か被扶養者かを被扶養者認定基準に従って判断し、被扶養者になる場合には誰の被扶養者になるかも合わせて判断して、保険料を算定した。

国民健康保険の保険料については、JHPS の中で、世帯全体の国民健康保険料の金額の回答を求める項目がある。その金額の回答があった世帯では、この金額を採用することとした<sup>4)</sup>。ただ、国民健康保険に加入していると思われる世帯員がいながら、この世帯全体の国民健康保険料の金額の回答がない世帯については、下記の方法で保険料を計算した。国民健康保険は、居住する市町村によって保険料が異なる。ただ、本稿では、JHPS のデータから居住地市町村はわかるものの、個別に保険料を算定する手間が膨大となるため、全国平均の保険料率を用いて算定することとした。その際、全国平均の保険料率は、国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会『国民健康保険の実態(平成20年度版)』に基づき計算した。旧ただし書採用の2073市町村のみを集計し、資産割、平等割を採用していない市町村はそれぞれ料率0%、賦課額0円として計算した結果、所得割の料率は医療分7.9%、介護分1.4%、資産割の料率は医療分28.6%、介護分4.5%、均等割(世帯人員1人当たり)医療分23853円、介護分7695円、平等割(世帯当たり)医療分25086円、介護分4272円となった。本稿では、これを用いて、国民健康保険の被保険者となったものの保険料を計算した。また、国民健康保険料の軽減については、世帯の所得が33万円以下のとき、世帯の(均等割額＋平等割額)の7割を減額し、33万円＋(24万5000円×被保険者および特定同一世帯所属者(いずれも世帯主を除く)の数)以下のとき(7割減額を受ける世帯を除く)5割を減額し、33万円＋(35万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)以下のとき2割を減額することとした<sup>5)</sup>。国民健康保険料の賦課限度額として、基礎賦課額47万円、後期高齢者支援金等賦課額12万円、介護納付金賦課額9万円(いずれも2008年度の年額)も適用している<sup>6)</sup>。

後期高齢者医療保険は、2008年9月まで事実上保険料徴収が行われなかった。10月から保険料徴収が行われたが、様々な保険料減免措置が講じられた。そのため、本稿では、これら

の減免措置を保険料算定に反映させ、2008年10～12月の3か月分について保険料を算定した。また、その保険料も、居住する都道府県ごとに異なる実情を反映して、居住地の都道府県の保険料を適用した。

介護保険については、第1号被保険者の保険料も居住する市町村によって異なりうるが、前述と同様の理由で、本稿では、2008年における全国平均の基準額4090円(月額)を採用した。また、介護保険の加入段階については、回答者本人とその配偶者については、直接加入段階の回答を求める項目があり、その記入があったものはそれを採用した。記入がなかった者やその他の世帯員については、所得等に基づき介護保険の規定に従い加入段階を判定した。さらに、39歳以下もしくは65歳以上の被保険者で、40～64歳の被扶養者がいる人特定被保険者についても、保険料が課されるものとして算定した。

年金保険は、各世帯員の属性から加入保険を判定し、配偶者については第3号被保険者になるか否かも判定し、各年金保険の規定に従って保険料を算定した。また、国民年金については、規定に従い全額免除や一部納付(免除)も適用した。

雇用保険(労働者負担分)は、回答者本人とその配偶者については、雇用保険の加入について直接回答する項目があり、その回答を反映した。無回答だったものや他の世帯員については、就業形態の回答に基づき、「正規の職員・従業員」と「派遣社員」である者のみ加入していると判定した。保険料率は、回答者本人とその配偶者について勤務先の業種が「農林水産」または「建設業」の場合には0.7%、それ以外では0.6%とした(2008年度の保険料率を適用)。そして、加入者(被保険者)の賃金総額、すなわち「勤め先の収入」に保険料率を乗じて保険料を算定した。

こうして計算した社会保険料は、社会保険料控除として所得控除に加え、合計所得から所得控除を差し引いて課税総所得金額を計算した。そして、課税対象所得に対して所得税の限界税

率表を適用し、所得税の負担額を推計した。

さらに、上記以外に、JHPSでは、退職金の受取と有価証券の売却益・売却損のデータが得られる。これらは、申告分離課税となるので、それぞれの税額を別途所得税制に従い計算する。ただし、有価証券の売却益は、所得控除後の課税総所得金額がマイナスになった際には通算できるので、その規定を適用して税額を計算した。

そして最後に、税額控除として、住宅借入金等特別控除を適用する。JHPSでは、住宅の取得時期や延べ床面積や住宅ローン残高のデータが得られる。これらを用いて、所得税制に従い、住宅借入金等特別控除の金額を計算した。こうして、最終的に所得税負担額が確定する。

住民税についても同様に計算した。ただ、税源移譲の影響により、所得税における住宅借入金等特別控除の使い残しについては住民税で控除を適用するとともに、住民税の調整控除(個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除するもの)も適用した。その算定に際しては、税源移譲前の所得税の税率表を用いた算定も必要に応じて行っている。さらに、所得割や均等割について、非課税となる規定も適用するとともに、2008年において地方自治体で実施された超過課税も適用している。

JHPSは、調査対象が個人である。したがって、JHPSの標本において、調査対象者が同居就業者の所得を全て記入していない標本だと、世帯収入が正確に把握できない恐れがある。この情報が不正確だと、扶養控除等の人的控除の適用を誤って推計してしまう可能性がある。そこで、本稿では、調査対象者の世帯において、同居就業者がいるにもかかわらず、その他家族の収入が完全に無記入だったものは(本人の所得が記入されているものであっても)、分析対象から外すこととした<sup>7)</sup>。その結果、本稿で分析対象に用いることができた標本数は3360となった。

この分析対象となった標本について、等価世帯可処分所得を計算し、この等価世帯可処分所得の順番に並べ、それらを均等に10個の所得

表 3. 各所得階層平均の世帯人員, 世帯所得, 世帯消費

所得階層	JHPS2009					田近・八塩(2008): 国民生活基礎調査 2004 年		
	等価世帯可処分所得	世帯数	世帯人員	世帯収入	世帯消費	等価世帯可処分所得	世帯人員	世帯収入
I	~144	336	2.714	159.8	22.9	~110	1.753	61
II	145~191	336	3.024	320.3	24.3	110~127	2.262	168
III	191~225	336	3.107	405.4	24.1	127~168	2.547	253
IV	225~260	336	3.095	470.5	26.8	168~240	2.709	329
V	260~296	336	3.259	561.6	29.0	240~267	2.835	403
VI	296~336	336	3.345	649.4	31.6	267~325	3.023	488
VII	336~386	336	3.414	761.9	34.1	325~346	3.249	598
VIII	387~453	336	3.390	884.3	37.7	346~417	3.267	724
IX	453~562	336	3.238	1062.5	39.6	417~610	3.256	901
X	562~2495	336	3.250	1773.7	48.3	610~	3.063	1387
平均		3360	3.184	704.9	31.8		2.796	531

単位: 万円

単位: 人 単位: 万円 単位: 万円

単位: 万円

単位: 人 単位: 万円

階層区分に分類した。等価世帯可処分所得は、

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

ここで、世帯可処分所得は、世帯収入から所得税、住民税、社会保険料の負担額を差し引いたものである。世帯収入とは、課税前所得で、「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「仕送り金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「児童手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」、「その他の収入」に加え、退職金の受取額と有価証券の売却益・売却損の合計額である<sup>8)</sup>。世帯収入には、「公的年金」、「失業給付・育児休業給付」、「児童手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」といった社会保障給付が含まれている。

この等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各所得階層における世帯人員数、世帯収入、世帯消費の平均を示したのが、表 3 である。表 3 では、本稿と同様の分析方法で、2004 年の国民生活基礎調査を用いて分析した田近・八塩(2008)と比較している。これを見ると、調査年が異なるものの、国民生活基礎調査の方が、JHPS よりも低所得者層を標本として捨っている傾向があることが伺える。表 3 に示された

2009 年 JHPS の世帯消費額は、調査対象となった 2009 年 1 月の月間消費額(回答があった世帯のみの)各階層での平均である。ちなみに、JHPS では世帯の金融資産、借入金残高や住居についても合わせて調査している。表 3 と同じ 10 分位の所得階層において、金融資産、借入金、その両者の差である純資産残高、持ち家比率、調査対象平均年齢についての各階層での平均を見たのが、表 4 である。

#### 4. JHPS における所得税・住民税・社会保険料負担の現状

この節では、前節で説明した分析方法で得た、等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各所得階層で、我が国の所得税制がどのような影響を与えているかを分析する。表 5 には、各所得階層で所得税、住民税、社会保険料の負担がどのようになっているかを示している。表 5 は、小泉内閣で行われた国と地方の税財政改革である「三位一体改革」の結果実施された所得税から住民税への税源移譲が反映された所得税・住民税の税率構造の下での分析結果である。また、先行研究では算定対象としていない、寡婦・寡夫控除や住宅借入金等特別控除が本稿では算定対象としている点や、有価証券の売却損益が含まれる点なども、先行研究とは異なっている。したがって、単純に先行研究と比較することは

表 4. JHPS2009 における各所得階層の状況

所得階層	平均金融資産残高	平均借入金残高	平均純資産残高	持ち家比率	調査対象者平均年齢
I	590.8	917.5	322.0	65.0%	54.3
II	429.1	869.7	143.3	65.1%	52.1
III	650.6	1105.4	192.3	74.2%	49.1
IV	607.2	1178.2	128.2	76.0%	49.6
V	823.0	1113.1	318.8	80.5%	49.6
VI	917.5	1204.5	320.2	79.4%	48.7
VII	789.5	1282.2	78.6	81.7%	48.0
VIII	1226.3	1415.1	540.7	86.0%	49.1
IX	1239.3	1521.8	386.8	84.5%	48.8
X	2122.0	2242.5	1071.8	91.0%	52.4
平均	938.3	1318.5	350.3	78.3%	50.2

単位：万円

単位：万円

単位：万円

単位：歳

表 5. JHPS2009 における各所得階層の課税状況

所得階層	所得税額	住民税額	社会保険料	負担率(対課税前世帯所得比)					
				医療・介護	年金	雇用	所得税	住民税	社会保険料
I	2.41	2.78	22.71	19.84	2.55	0.31	1.21%	1.54%	13.34%
II	1.63	4.16	27.50	20.58	6.18	0.74	0.53%	1.30%	8.12%
III	3.45	8.31	35.29	22.17	11.97	1.15	0.89%	2.04%	8.45%
IV	4.98	12.26	36.22	20.74	14.03	1.45	1.10%	2.64%	7.48%
V	7.72	17.00	45.56	26.44	17.49	1.63	1.41%	3.07%	8.01%
VI	10.86	22.75	50.18	26.28	21.57	2.33	1.69%	3.53%	7.62%
VII	16.53	30.54	61.83	30.40	28.77	2.66	2.18%	4.04%	8.03%
VIII	24.86	38.41	68.58	33.23	32.45	2.90	2.78%	4.36%	7.63%
IX	43.73	53.36	83.01	39.36	39.86	3.78	4.04%	5.04%	7.77%
X	146.06	103.11	104.96	56.15	44.59	4.23	7.13%	5.67%	6.32%
平均	26.22	29.27	53.58	29.52	21.95	2.12	2.30%	3.33%	8.26%

単位：万円

できない。

所得税負担額を世帯収入(課税前)で除した所得税負担率は、全世帯平均で2.3%となっており、累進税制の影響で所得が高くなるに連れて増えているが、第X階層でも7.1%にとどまっている。第I階層で、所得税負担率が若干高いのは、(給与所得等とは損益通算できない)有価証券の売却損があるものの、給与所得等で高額所得を得ていしかるべき所得税を納税している者がいる世帯が含まれている(有価証券売却損が大きい分世帯可処分所得が小さくなる)からと考えられる。本稿で分析対象となった標本のうち、所得税の最高税率(40%)に直面して

いる世帯は15世帯(15人)であった。この数は、分析対象となった世帯全体の0.4%、標本となった世帯に含まれる所得税納税者数4380人のうちの0.3%である。

所得税について詳細な分析を行う前に、住民税と社会保険料の負担についても見てみよう。表5によると、住民税は、税源移譲により税率が10%とフラット化されたこともあり、負担率で見ると累進性は所得税よりは小さいが、全世帯平均の負担率は3.3%と所得税よりも高くなっている。所得税と住民税を合わせた負担率では、先行研究に比べて若干低いと思われるが、その理由としては先行研究では算定対象として

表 6. 所得税における各種控除の適用状況

所得階層	課税対象所得	所得控除率	配偶者控除適用率	配偶者特別控除適用額	年少扶養控除適用人数	特定扶養控除適用人数	一般扶養控除適用人数	老人扶養控除適用人数	住宅借入金等特別控除	
									控除適用額	控除適用率
I	29.96	93.8%	32.7%	0.26	0.42	0.11	0.16	0.07	0.62	3.87%
II	39.19	87.9%	63.7%	0.76	0.65	0.14	0.26	0.13	1.11	6.85%
III	76.75	81.4%	66.7%	0.98	0.73	0.18	0.17	0.17	2.13	12.20%
IV	114.32	75.3%	59.8%	1.34	0.66	0.16	0.18	0.18	2.25	11.90%
V	160.62	70.9%	61.0%	1.23	0.62	0.21	0.16	0.17	1.78	9.52%
VI	214.63	66.6%	54.5%	1.99	0.65	0.25	0.14	0.16	2.51	13.99%
VII	290.73	61.3%	57.1%	1.39	0.56	0.33	0.10	0.18	3.84	20.54%
VIII	367.30	58.7%	47.3%	1.38	0.41	0.34	0.13	0.21	2.86	14.58%
IX	515.00	51.2%	43.5%	1.07	0.34	0.31	0.08	0.11	3.23	15.77%
X	1018.31	44.1%	36.6%	0.48	0.15	0.32	0.14	0.14	2.00	10.42%
平均	282.68	69.0%	52.3%	1.09	0.52	0.23	0.15	0.15	2.23	11.96%

単位：万円

単位：万円 単位：人 単位：人 単位：人 単位：人 単位：万円

いない控除を適用していることや扶養控除の適用人数が多い(詳細は後述)が考えられる。また、社会保険料負担率は、第 I 階層で 13.6% なのに対し、第 X 階層では 6.3% と、逆進的になっていることがわかる。

### 5. JHPS における所得税の諸控除と限界税率

所得税制に話を戻そう。我が国では、所得税制において所得控除が広範に認められている。先行研究でも指摘されているように、所得控除が広範に認められていることにより課税ベースを侵食している傾向が、表 6 からもうかがえる。所得税において所得控除を世帯収入で除した所得控除率は、平均で約 69% となっており、約 7 割の収入が控除されて課税ベースが小さくなっているといえる。先行研究との比較をより厳密に言うと、表 6 の所得控除率は、田近・八塩(2006b)や八塩・長谷川(2009)の約 6 割よりも若干高くなっている。これは、表 3 で示したように、JHPS の調査対象者の世帯の人員が平均的に国民生活基礎調査よりも多く人的控除がそれだけ多くなっていることや他の先行研究では算定していない寡婦・寡夫控除を本稿では算定していることなどが作用したものと考えられる<sup>9)</sup>。

表 6 には、各種人的控除の適用についても示している。その所得階層で配偶者控除が適用さ

れた世帯が占める割合を示した配偶者控除適用率は、(第 I 階層を除き)所得が高くなるに連れて低くなる傾向があり、平均すると約 56% であった。ここでは、同じ世帯内でも、配偶者控除が、調査対象本人の夫婦は共稼ぎで適用されないが同居する両親には適用される場合でも、その世帯で配偶者控除が適用されているとしてカウントしている。配偶者特別控除がいくら適用されたかを階層ごとにみると、全世帯平均では 1 万円強で、第 IV～VIII 階層では多くなっている。扶養控除について、16 歳未満の年少扶養控除では適用人数は全世帯平均では 0.52 人で、第 VIII 階層以上では少なくなっている。16 歳以上 23 歳未満の特定扶養控除適用人数は、全世帯平均では 0.23 人で、第 VII 階層以上で多くなる傾向が見られる。23 歳以上 70 歳未満の一般扶養控除の適用人数は、全世帯平均では 0.15 人で、第 II 階層が突出して多くなっている。70 歳以上の老人扶養控除適用人数は、全世帯平均では 0.15 人で、第 III～VIII 階層では多くなっている。

住宅借入金等特別控除については、先行研究では算定されていないが、JHPS で住宅に関する回答が得られていることから、本稿で算定対象とできたものである。表 6 によると、住宅借入金等特別控除は、第 I 階層と第 II 階層でこの控除の適用率が低いものの、中間所得層を中心

表7. 所得税の限界税率

所得階層	現行税制			主たる収入1%増				限界税率	
	課税対象所得	所得税額	住民税額	課税対象所得	所得税額	住民税額	世帯収入増額	所得税	住民税
I	29.96	2.41	2.78	30.15	2.46	2.86	1.88	0.97	2.86
II	39.19	1.63	4.16	40.30	1.68	4.39	3.08	1.64	7.31
III	76.75	3.45	8.31	78.75	3.54	8.54	3.86	2.48	6.23
IV	114.32	4.98	12.26	116.35	5.09	12.58	4.47	2.52	7.50
V	160.62	7.72	17.00	163.79	7.90	17.57	5.32	3.38	10.21
VI	214.63	10.86	22.75	218.59	11.18	23.33	6.16	4.83	8.90
VII	290.73	16.53	30.54	295.81	17.06	31.28	7.24	6.98	9.88
VIII	367.30	24.86	38.41	373.42	25.61	39.18	8.38	8.61	9.01
IX	515.00	43.73	53.36	522.89	44.91	54.32	10.07	11.40	9.21
X	1018.31	146.06	103.11	1030.78	148.80	104.48	14.84	16.26	8.94
平均	282.68	26.22	29.27	287.08	26.82	29.85	6.53	5.94	8.03
変化率				1.56%	2.29%	2.00%			

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：% 単位：%

に10~20%の世帯で適用されていることがわかる。全世帯平均で見れば、この控除適用率は約12%で、控除適用額は約2.2万円であった。

次に、我が国における所得税の限界税率は、どのような構造となっているだろうか。当然ながら、現行所得税制の所得控除の性質から、世帯構成や主たる所得源が異なれば限界税率が異なる。そこで、世帯ごとに所得税の限界税率を推計し、その状況を分析する。ただ、限界税率を推計するために想定する所得の追加的な増加を、どう仮定するかが重要となる。それでいて、一律に給与収入(勤め先の収入)を追加的に増加させると仮定しても、そもそも給与収入がない個人(世帯)があるのに、そうした個人(世帯)で給与収入が増えるとして限界税率を推計するのは、非現実的である。そこで、給与所得、事業所得と不動産所得、公的年金等の雑所得、その他の雑所得に該当する収入のうち、最も多い収入を「主たる収入」として、主たる収入が1%増加したときに、所得税負担額がいくら増加するかを推計する<sup>10)</sup>。これにより、主たる収入の1%増に対する所得税負担の増加分の比率を、本稿での「限界税率」と定義する。これは、厳密に言えば、事後的な実効限界税率ともいえるものである。

各世帯において、調査対象者と同居している

就業者と年金受給者全員の「主たる収入」が1%増加したときの限界税率を推計し、各所得階層での平均を示したのが、表7である。これによると、全世帯平均で見た限界税率は、所得税で5.94%、住民税で8.03%となっている。所得税の方が、住民税よりも、限界税率は累進的になっていることが伺える。所得税において、表面限界税率では、最高税率は40%であるが、実効限界税率は第X階層でも16.26%であり、実効限界税率としてはそこまで高い税率にはなっていないことがわかる。その理由として、追加的な収入増に連動して給与所得控除等の所得控除が増加することで、課税対象所得がそれほど増えないことが考えられる。

表7で見たのは、各世帯が直面する所得税の限界税率の各所得階層における平均であるが、所得階層内で世帯によって直面する限界税率が異なりうる。そこで、表8では、各所得階層で限界税率がどのような分布になっているかを示している。表8が意味するところは、例えば、第I階層では336世帯中287世帯(第I階層の世帯の約85%)で限界税率が2.5%以下である。表7によると、第V階層より低い所得階層では、ほとんどの世帯で限界税率が10%以下となっている。第VI~VIII階層では、大半の世帯で限界税率が20%以下となっている。限界税率が

表 8. 所得税の限界税率の分布状況

単位：世帯数

所得階層	～2.5%	～5%	～7.5%	～10%	～12.5%	～15%	～17.5%	～20%	～25%	～30%	～35%	35%～
I	287	30	12	3	0	1	0	1	2	0	0	0
II	219	98	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III	151	152	28	5	0	0	0	0	0	0	0	0
IV	143	158	27	5	2	0	0	1	0	0	0	0
V	117	146	46	24	1	0	0	2	0	0	0	0
VI	114	109	41	44	3	2	1	21	1	0	0	0
VII	79	87	57	38	4	11	19	40	1	0	0	0
VIII	45	100	61	29	6	18	33	37	5	0	1	1
IX	22	58	61	22	16	42	41	43	25	1	4	1
X	9	31	32	18	20	40	47	47	35	31	15	11
合計	1186	969	384	188	52	114	141	192	69	32	20	13

25%を超える世帯は、第Ⅷ～Ⅹ階層のみに存在する。

これらの傾向は、現行所得税制の特徴を示すものだが、次節で言及する税制のマイクロ・シミュレーションの結果にも関連してくるものである。以下では、この性質を踏まえながら、我が国の所得税制に関するマイクロ・シミュレーションを行う。

## 6. 人的控除廃止の影響

我が国の所得税制において課税ベースが小さくなっている原因として人的控除が手厚いことが挙げられている。ここでは、現行税制において、所得税制における人的控除がどのように税負担に影響しているかを、先行研究と比較しながら分析する。

この節では、現行所得税制から、各種人的控除が仮想的に廃止された場合に、各世帯にどのように及ぶかをシミュレーションする。従来からある所得税制改革の分析手法と異なる点は、各世帯の個票データに基づき、世帯ごとに税制の変更に伴う税負担額や可処分所得などの変化をシミュレーションする点で、マイクロ・シミュレーションと呼ばれる分析手法と採っている。

そこで、田近・八塩(2006b)に倣い、現行所得税制から各種人的控除を廃止したときに各世帯にどのような影響が及ぶかを分析する。まず、所得税と住民税の基礎控除を廃止したときの影

響を分析した結果を示したのが、表9である。もちろん、ここでの分析は、実際に基礎控除廃止が実行されたわけではないため、仮想的に基礎控除を廃止した際に及ぶであろう影響を、個票データを用いてシミュレーションしているものである。ここでの基礎控除の廃止の影響は、純粋に所得税と住民税の課税対象所得が増加する部分のみに及ぶとし、課税対象や扶養対象となる基準の所得水準や社会保険料等の算定にかかる部分には、この廃止の影響はないものと仮定する。したがって、控除廃止によって社会保険料は変化しないものとする(この仮定は、以下の全ての場合でも適用されるものとする)。

表9の左側には、基礎控除が廃止されることにより変化する課税対象所得と所得税額と住民税額が示され、その税額に対応した負担率(対課税前世帯収入比率；表3に示された世帯収入に相当)が示されている。そして、表9の右側には、基礎控除廃止前の課税対象所得、所得税額、住民税額と比べたときのそれぞれの増加額と、その増加額に対応した所得税と住民税の負担率の変化分が示されている。

表9によると、基礎控除の廃止により、第I階層でも所得税の増税の影響が見られ、金額で7000円ほど、負担率にして0.4%の負担増となっている。基礎控除廃止による所得税負担増の影響は、累進税制の影響もあって所得が高くなるほど多くなっており、第X階層では金額にし

表9. 基礎控除廃止の影響

所得階層	基礎控除廃止					両者の差				
	課税対象所得	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率	課税対象所得	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率
I	39.48	3.15	3.76	1.59%	2.09%	9.52	0.74	0.98	0.38%	0.55%
II	67.72	2.99	6.71	0.99%	2.13%	28.53	1.36	2.55	0.46%	0.83%
III	114.44	5.31	11.98	1.38%	2.98%	37.69	1.86	3.67	0.49%	0.93%
IV	159.97	7.32	16.60	1.62%	3.60%	45.65	2.34	4.34	0.52%	0.95%
V	211.82	10.72	21.99	1.96%	3.97%	51.20	3.00	4.99	0.54%	0.90%
VI	273.46	14.78	28.33	2.29%	4.40%	58.83	3.91	5.58	0.61%	0.87%
VII	350.13	21.56	36.34	2.85%	4.81%	59.39	5.03	5.80	0.67%	0.77%
VIII	436.74	31.26	45.01	3.51%	5.11%	69.43	6.40	6.61	0.73%	0.75%
IX	588.97	52.05	60.31	4.84%	5.69%	73.97	8.31	6.96	0.79%	0.65%
X	1090.24	159.03	110.69	7.89%	6.14%	71.93	12.97	7.58	0.77%	0.46%
平均	333.30	30.82	34.17	2.89%	4.10%	50.61	4.59	4.90	0.60%	0.77%
変化率						17.90%	17.52%	16.76%		

単位：万円 単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円 単位：万円

て13.0万円、負担率にして0.8%の負担増となっている。住民税についても、第I階層でも1万円ほどの負担増が及ぶものの、10%の定率課税の影響で、所得税ほど負担増は累進的ではない。

基礎控除廃止に伴う課税対象所得、所得税額、住民税額を変化率で見ると、表9に示されているように、全世帯平均では、課税対象所得は約18%、所得税は約17.5%、住民税は17%弱の増加となっている。

ここで、所得税負担額の全世帯平均に込められた含意について言及すると、この額は単に全世帯平均であるだけでなく、控除廃止に伴う所得税収の増加が総額としてどの程度になるかを推論するときにも役立つ。つまり、この全世帯平均の額の多寡を見ることを通じて、政府が得る税収増の大きさを比較することが可能である。もし本稿が分析対象としたJHPSが我が国全体の家計の実態をかなり正確に描写したものになっていれば、この全世帯平均額に全世帯数(3360)を乗じた金額を、そのまま相似拡大して、我が国一般会計における所得税収の変化と見ることができよう。ただ、本稿が分析対象とした標本がどこまで我が国全体の家計の実態をより正確に描写したものになっているかは自明ではないため、ここでは全世帯平均額に全世帯数を

乗じた金額を示すことはせず、あくまでこの全世帯平均額のみでもって、その多寡の比較を通じて我が国の財政収支への影響を推論することとする。

次に、扶養控除を廃止したときの影響について分析しよう。最初に、子ども手当の給付対象となる扶養控除として、16歳未満の年少扶養控除を廃止した場合どのような影響が及ぶかを見たのが、表10である。表10は、表9での「両者の差」をして示した、現行税制と控除廃止後との差となる増税額と負担率の増分のみを表している。これによると、年少扶養控除を廃止した影響は、第VI～IX階層と中高所得層により大きく及んでおり、全世帯平均で見れば金額にして約1.5万円、負担率にして0.2%程度の負担増となっている。次に、16歳以上23歳未満の特定扶養控除を廃止した影響は、第VII階層以上の高所得層により大きく及んでいることが、表10からわかる。ただ、表6で示された平均適用人数で比べてみるとわかるように、16歳未満の一般扶養控除を廃止した影響の方が、特定扶養控除を廃止した影響よりも大きい。さらに、この両控除をともに廃止した影響をみると、この2つの廃止の効果が合わさって、第VII階層以上の高所得層でより大きく負担増が及ぶ結果となっている。特に、負担率で見れば、第VI～

表 10. 扶養控除廃止の影響

所得階層	年少扶養親族控除廃止				特定扶養親族控除廃止			
	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率
I	0.33	0.49	0.13%	0.18%	0.20	0.07	0.04%	0.02%
II	0.75	1.62	0.19%	0.41%	0.17	0.22	0.05%	0.05%
III	0.98	2.19	0.20%	0.46%	0.33	0.58	0.07%	0.12%
IV	1.21	2.06	0.21%	0.36%	0.37	0.62	0.07%	0.11%
V	1.52	2.02	0.23%	0.30%	0.71	0.81	0.11%	0.13%
VI	2.29	1.99	0.30%	0.26%	1.16	1.13	0.16%	0.16%
VII	2.64	1.85	0.31%	0.22%	2.35	1.56	0.27%	0.18%
VIII	2.40	1.45	0.23%	0.14%	2.42	1.51	0.24%	0.15%
IX	2.10	1.15	0.17%	0.09%	3.02	1.28	0.24%	0.11%
X	1.04	0.49	0.05%	0.03%	3.94	1.54	0.24%	0.10%
平均	1.52	1.53	0.20%	0.25%	1.47	0.93	0.15%	0.11%

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円

※ 現行税制と控除廃止後の差を表している。

表 10. 扶養控除廃止の影響(つづき)

所得階層	23歳未満扶養控除廃止				70歳未満扶養控除廃止			
	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率
I	0.55	0.56	0.17%	0.20%	0.68	0.67	0.30%	0.38%
II	0.96	1.85	0.25%	0.47%	1.26	2.20	0.34%	0.57%
III	1.35	2.76	0.28%	0.58%	1.66	3.08	0.35%	0.65%
IV	1.63	2.67	0.28%	0.47%	1.94	3.09	0.34%	0.55%
V	2.30	2.88	0.35%	0.44%	2.67	3.36	0.41%	0.52%
VI	3.52	3.11	0.47%	0.42%	3.92	3.57	0.52%	0.49%
VII	5.13	3.42	0.59%	0.40%	5.48	3.76	0.63%	0.44%
VIII	4.87	2.96	0.48%	0.29%	5.42	3.41	0.54%	0.34%
IX	5.18	2.42	0.42%	0.20%	5.64	2.66	0.46%	0.22%
X	5.01	2.01	0.29%	0.12%	6.14	2.47	0.36%	0.15%
平均	3.05	2.47	0.36%	0.36%	3.48	2.83	0.43%	0.43%

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円

※ 現行税制と控除廃止後の差を表している。

IX階層の中高所得層を中心に負担増となっている。

これらに加えて、23歳以上の一般扶養控除までも廃止すると、第VII階層以上のより高所得層に負担増の影響が及び、金額にして4~6万円の負担増となっている。ただ、所得税・住民税負担額の全世帯平均で見ると、23歳以上の扶養控除を廃止することで負担増となる金額よりも、23歳未満の扶養控除を廃止することで負担増になる金額の方が圧倒的に大きいことがわかる。このことは、23歳未満の扶養控除廃

止の影響が、23歳以上の一般扶養控除廃止の影響よりも大きいことを示している。

最後に、残された老人扶養控除まで含めた扶養控除を全廃した影響は、表10に示されている。老人扶養控除を廃止すると、所得税の負担増は大きくなるが、金額で見ると第VII階層以上の高所得層、負担率で見ると第VI~IX階層の中高所得層でより大きく負担増が及ぶ性質は変わらない。扶養控除をすべて廃止することによる負担増は、全世帯平均で、金額にして所得税は4.26万円、住民税は3.35万円、負担率にして

表 10. 扶養控除廃止の影響(つづき)

所得階層	扶養控除全廃				扶養・配偶者特別控除廃止			
	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率
I	0.80	0.75	0.35%	0.42%	0.80	0.75	0.36%	0.42%
II	1.58	2.51	0.42%	0.66%	1.61	2.54	0.43%	0.67%
III	2.09	3.57	0.44%	0.76%	2.12	3.65	0.45%	0.78%
IV	2.48	3.66	0.44%	0.67%	2.53	3.75	0.45%	0.69%
V	3.25	3.89	0.49%	0.60%	3.34	4.00	0.51%	0.62%
VI	4.69	4.23	0.62%	0.58%	4.84	4.42	0.65%	0.61%
VII	6.63	4.49	0.76%	0.52%	6.76	4.62	0.77%	0.54%
VIII	6.81	4.21	0.68%	0.42%	6.98	4.34	0.70%	0.44%
IX	6.53	3.11	0.53%	0.26%	6.67	3.21	0.55%	0.27%
X	7.70	3.05	0.45%	0.18%	7.77	3.08	0.45%	0.19%
平均	4.26	3.35	0.52%	0.51%	4.34	3.44	0.53%	0.52%

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円

※ 現行税制と控除廃止後の差を表している。

表 10. 扶養控除廃止の影響(つづき)

所得階層	扶養・配偶者・配偶者特別控除廃止				人的3控除全廃			
	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率	所得税額	住民税額	所得税負担率	住民税負担率
I	1.29	1.21	0.66%	0.72%	2.45	2.21	1.32%	1.28%
II	2.67	3.96	0.73%	1.09%	4.73	6.57	1.38%	1.93%
III	3.48	5.57	0.78%	1.26%	6.13	9.31	1.44%	2.21%
IV	4.03	5.53	0.76%	1.07%	7.33	9.80	1.45%	2.01%
V	5.27	5.96	0.84%	0.97%	9.43	10.95	1.57%	1.88%
VI	7.13	6.21	0.99%	0.89%	12.40	11.83	1.79%	1.78%
VII	9.80	6.43	1.16%	0.77%	15.96	12.20	1.96%	1.54%
VIII	9.79	5.90	1.01%	0.62%	16.90	12.36	1.83%	1.36%
IX	9.54	4.65	0.81%	0.40%	18.33	11.61	1.65%	1.06%
X	10.84	4.30	0.64%	0.26%	23.92	11.83	1.47%	0.75%
平均	6.38	4.97	0.84%	0.81%	11.76	9.87	1.59%	1.58%

単位：万円 単位：万円

単位：万円 単位：万円

※ 現行税制と控除廃止後の差を表している。

所得税は0.52%、住民税は0.51%となっている。これは、基礎控除を廃止するよりも小さい影響であるといえる。

表6で、配偶者特別控除の適用金額の各階層平均について示したが、全ての扶養控除に加えて配偶者特別控除を廃止した場合の影響は、表10に示されている。税額の負担増は、所得が高くなるほど多くなっており、全世帯平均で見て、所得税で4.3万円、住民税で3.4万円となっている。ただ、配偶者特別控除の廃止による影響は、基礎控除や扶養控除の廃止に比べて大

きくない。そして、全ての扶養控除、配偶者特別控除に加えて配偶者控除を廃止した場合は、第Ⅶ階層を中心に中間所得層で所得税や住民税の負担増が及んでいる。所得税額の負担増は累進税率の効果で所得が高くなるほど多くなっているが、住民税の負担増は定率になっているため必ずしも所得が高くなるほど多くなるものではない。

最後に、全ての扶養控除、全ての配偶者控除に加えて基礎控除も廃止して、人的3控除を全廃した場合、表10より、基礎控除の影響が大

きいため、税額の負担増は所得が高くなるほど多くなっており、全世帯平均でみれば、所得税は11.8万円、住民税は9.9万円の負担増となっている。ただ、負担率で見ると、第Ⅲ～Ⅶ階層で上げ幅が大きくなっている。

## 7. 子ども手当に関するマイクロ・シミュレーション

この節では、JHPS第1回調査の個票を用いて、鳩山内閣で実施しようとしている子ども手当と、その財源捻出のために検討されている所得税の扶養控除等の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。鳩山内閣では、「控除から手当へ」転換する政策を検討しており、子ども手当を導入する代わりに所得税の扶養控除を廃止することが考えられる。その影響が各世帯にどのように及ぶかは、個票を用いたマイクロ・シミュレーションで分析することができる。子ども手当は、中学校修了までの子どもを対象に、一人当たり月額2万6000円、年間で計31万2000円を支給する案が検討されている。

ただし、2010年度は、子ども手当については、その半額の一人当たり月額1万3000円、年間で計15万6000円を支給することが予定されている。その上、従来から児童手当が支給されている世帯については、児童手当の上乗せ分として子ども手当を支給することとなっている。

子ども手当が支給されるのに伴い、所得税と住民税において、年少扶養控除の廃止と、18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が実施される。所得税と住民税において、これらの扶養控除の恩恵を受けてきた世帯では、所得税や住民税の負担は増加することとなる。

そこで、これらが実行された場合、各世帯に及ぶ影響を示したのが表11である。まず、子ども手当が2010年度に半額(月額1.3万円)支給された場合、全世帯平均では5.62万円支給されることとなる。子ども手当が支給される対象となる子どもは、階層ごとの平均で見ると、第Ⅲ階層で最も多く、第Ⅶ階層より高所得層では平均人数が少なくなっている。ただ、2010

年度の子ども手当は、既に得ている児童手当に上乗せして支給することとしており、そのことが影響するため、半額支給された場合、支給対象者が平均で最も多い第Ⅲ階層よりも、第Ⅶ階層の方が平均支給額が多くなっている。これは、第Ⅶ階層の世帯で児童手当を受給している世帯が相対的に少ないことが反映していると思われる。

表10では、子ども手当が満額(月額2.6万円)支給された場合についての推計も示しており、児童手当の影響は打ち消され、子ども手当支給対象者が多い世帯ほど受給額が多くなって、第Ⅲ階層が平均で見ても多くなっている。そして、全体的に見れば、子ども手当の支給が中低所得層に及んでいることがわかる。

次に、所得税と住民税で、年少扶養控除と18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止された場合に、所得税と住民税の負担額がどのように変化したかを見よう。本稿では、純粋にこれらの扶養控除が廃止されることにより、所得税と住民税の負担が増額する影響のみを分析対象とする。つまり、これらの扶養控除が廃止されることにより、社会保険料に影響する可能性は制度的にありえるものの、本稿では控除廃止の影響は社会保険料には及ばないものと仮定する。

扶養控除の減額は、扶養控除対象者数が同じならば、どの所得階層でも同じである。しかし、直面している限界税率が異なるため、高所得層ほど扶養控除の減額に伴う税負担額は多くなる傾向がある。表11によると、第Ⅶ階層から第Ⅸ階層を中心に所得税の負担が増加するとの結果が示されている。累進課税の影響で、高所得者ほど扶養控除の減額に伴う税負担額は多くなるものの、そもそも廃止対象となった扶養控除の適用対象者がいなければ、控除廃止の影響はない。特に、第Ⅸ階層では、そうした影響が作用して、扶養控除廃止に伴う負担増は小さくなっている。

最後に、子ども手当支給と扶養控除廃止を同時に行ったときに、各世帯にどのような影響が及ぶかを見てみよう。表11には、子ども手当

表 11. 子ども手当支給と扶養控除廃止縮減の影響

所得階層	子ども手当対象人数		扶養控除廃止・縮減				可処分所得純増額		負担率の変化		現行制度下での税・社会保険料負担率
	子ども手当1.3万円支給 (A)	子ども手当2.6万円支給 (B)	所得税額	住民税額	所得税増加額 (C)	住民税増加額 (D)	子ども手当1.3万円支給時 (A)-(C)-(D)	子ども手当2.6万円支給時 (B)-(C)-(D)	子ども手当1.3万円支給時	子ども手当2.6万円支給時	
	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: 万円	単位: %	単位: %	
I	0.54	4.24	2.78	3.31	0.37	0.52	3.34	11.79	2.09%	7.38%	16.09%
II	0.65	6.25	2.40	5.81	0.77	1.64	3.83	14.00	1.20%	4.37%	9.95%
III	0.72	7.12	4.50	10.61	1.05	2.30	3.78	15.01	0.93%	3.70%	11.39%
IV	0.66	6.97	6.25	14.42	1.27	2.15	3.54	13.80	0.75%	2.93%	11.23%
V	0.63	6.03	9.40	19.19	1.68	2.19	2.16	11.91	0.39%	2.12%	12.50%
VI	0.65	7.28	13.54	24.92	2.67	2.17	2.44	12.52	0.38%	1.93%	12.84%
VII	0.56	6.47	19.47	32.55	2.94	2.01	1.51	10.24	0.20%	1.34%	14.25%
VIII	0.40	5.15	27.54	39.98	2.68	1.57	0.90	7.16	0.10%	0.81%	14.76%
IX	0.34	4.77	46.50	54.68	2.76	1.33	0.68	5.93	0.06%	0.56%	16.85%
X	0.15	1.98	147.64	103.75	1.59	0.64	-0.25	2.03	-0.01%	0.11%	19.12%
平均	0.53	5.62	28.00	30.92	1.78	1.65	2.19	10.44	0.31%	1.48%	13.89%

支給と扶養控除の廃止を行った場合、各所得階層にどのような影響が及ぶかを示している。表 11 によると、子ども手当の半額支給とともに扶養控除の廃止を行った場合、第 X 階層を除く全ての所得階層で可処分所得が増加しており、第 V 階層までの中低所得層を中心に可処分所得増の恩恵が及んでいることがわかる。また、子ども手当を満額支給した場合は、全ての所得階層で可処分所得が増加するとの結果が得られている。

さらにいえば、これらの実施により、可処分所得の純増は、低所得者ほどより多くなっており、所得格差は正の効果があるといえる。この影響を、対世帯収入(課税前)比の負担率で見ると、表 11 に示されているように、可処分所得増加は、低所得者層ほどより多くなっている。

ただ、財源面で見ると、扶養控除の廃止だけでは子ども手当の財源を十分に賄えないことも、本稿の分析から伺える。表 11 によると、子ども手当の支給により、本稿の分析対象とした全世帯平均で 5.62 万円の政府支出増となる。これに対し、扶養控除の廃止により、本稿の分析対象とした全世帯平均で 1.78 万円の税収増となる。したがって、その差額である 3.85 万円に相当する分の収支悪化が国家財政に及ぶと考えられる。これに、住民税の税収増(全世帯平均で 1.65 万円)を加味しても、子ども手当支給に伴う政府支出の増加の方が上回る。

### 8. まとめ

本稿では、2009 年 1 月に実施された慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査(JHPS)」第 1 回調査で得られた 2008 年の世帯収入のデータを用いて、所得税制に関するマイクロ・シミュレーションを行った。JHPS のデータは、マイクロ・シミュレーションの分析でしばしば用いられている厚生

労働省「国民生活基礎調査」のデータよりも、相対的に高所得で世帯人員が多い世帯が含まれている。そうした性質を持つ JHPS のデータを用いた分析でも、我が国での税制のマイクロ・シミュレーションの先行研究と同様の結果が認められるかを検証するとともに、鳩山内閣で導入が検討されている子ども手当にまつわる政策効果を、新たに分析した。そして、等価世帯可処分所得での順番で、均等に 10 個の所得階層区分に分類し、各所得階層での政策変更の影響を示した。

本稿での結果は、まず現行の所得税制について、累進性が認められるとともに、所得控除率が高く、所得税制における所得控除によって課税ベースが小さくなっていることが確認された。そして、各種人的控除の廃止の影響を分析した結果、基礎控除の廃止が各世帯への所得税負担額に最も大きく影響していることを明らかにした。16 歳未満の年少扶養控除を廃止した影響は、第Ⅳ～Ⅶ階層と中間所得層により大きく及んでおり、16 歳以上 23 歳未満の特定扶養控除を廃止した影響は、第Ⅶ階層以上の高所得層により大きく及んでいることも明らかとなった。

また、鳩山内閣で導入を予定している子ども手当の各所得階層への影響も分析した。子ども手当の支給に関するマイクロ・シミュレーションでは、その恩恵は中低所得層に及ぶことを明らかにした。しかし、年少扶養控除や 18 歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う所得税・住民税の負担増との比較において、子ども手当の支給に必要な財源は、十分に賄えないとの結果が示された。

今後、JHPS はパネルデータとなる予定である。本稿で用いたデータとともに同一調査対象者の次年のデータを用いることによって、異時点間の家計行動をも明らかにできる。パネルデータによる税制のマイクロ・シミュレーションは、我が国においてはまだ行われていない。これについては、今後の課題としたい。

(慶應義塾大学経済学部)

## 注

1) マイクロ・シミュレーションではないが、所得再分配に関する個票を用いた分析として、「全国消費実態調査」を用いた西崎・山田・安藤(1998)や、「国民生活基礎調査」を用いた内閣府(2009)などがある。

2) JHPS 第 1 回調査は、2009 年 1 月に行われたものだが、調査対象者の世帯の構成員の生年の情報が得られるので、2008 年現在の年齢を用いて扶養控除を計算している。

3) 寡婦・寡夫控除は、離別か死別か行方不明かを問わず適用される。JHPS の回答上、子がいながら親が片方しかいない場合で所得等が規定を満たせば、この控除は適用される。単身赴任等で夫婦が別居している場合は、その旨が JHPS の回答により確認することができる(こうした場合は寡婦・寡夫控除は適用されない)。

4) ただし、この金額は、医療保険分と介護保険分について区別ができない。

5) 本来は、保険料軽減の判断に用いる所得は、原則として前年の所得なのだが、本稿で用いた JHPS 第 1 回調査では前年の所得が包括的には取れないため、当年の所得を用いることとした。しかし、社会保険料を算定する際に、課税対象所得が確定している必要がある。そのため、社会保険料を算定するために用いる必要がある課税対象所得、特にその前に算定が必要な社会保険料控除については、仮計算として、財務省財務総合政策研究所編(2008)の租税特集の 13. 所得税負担額の累年比較(給与所得者)で示された社会保険料控除の簡易式に従って計算した。

6) JHPS の中で、世帯全体の国民健康保険料の金額について回答したものの中に、明らかにこの賦課限度額を超える金額を記入するものがあった。これについては、賦課限度額を支払ったものと見なして分析に用いている。

7) 年間収入に関する記入が全くない標本や、世帯構成員の年齢等が不明な標本、著しく有価証券売却損が大きい標本も、分析対象から外している。

8) 有価証券売却損が大きい世帯では、世帯可処分所得がマイナスとなることがありえる。本稿の分析で標本として用いた 3360 世帯のうち 17 世帯が、世帯可処分所得がマイナスとなっている。

9) ちなみに、住宅借入金等特別控除は、税額控除なので、これには影響しない。

10) 利子所得、退職金、有価証券売却益は、分離課税のため除外している。また、生活保護等の給付も、課税対象ではないため除外している。したがって、これらの所得以外に収入を得ていないものは、限界税率の算定対象から除外されることになる。

## 参考文献

- マッケンジー、コリン・宮内環・直井道生・山本耕資(2009)「JHPS 調査票回収状況および回答状況における調査実施方法のパフォーマンス」、平成 21 年度文部科学省人文学および社会科学における共同研究拠点の整備の促進事業パネル調査共同研究拠点ワークショップ『所得の変動と税社会保障』発表論文。  
森信茂樹(2008)『給付つき税額控除—日本型児童税額

- 控除の提言』中央経済社。
- 内閣府(2009)『平成21年度年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告)——危機の克服と持続的回復への展望——』。
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)「日本の所得格差—国際比較の視点から」経済企画庁経済研究所 経済分析 政策研究の視点シリーズ11。
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロシミュレーション分析」, 小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流2003』第7章, 東洋経済新報社。
- 田近栄治・八塩裕之(2006a)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究—日本の分配構造を読み解く』中央経済社, pp.175-202。
- 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』, 東京大学出版会, pp.85-110。
- 田近栄治・八塩裕之(2008)「所得税改革——税額控除による税と社会保険料負担の一体調整——」, 『季刊社会保障研究』Vol.44, No.3, pp.291-306。
- 高山憲之・白石浩介・川嶋秀樹(2009)「日本版 EITC の暫定試算」, 一橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパー No.422。
- 八塩裕之・長谷川裕一(2009)「わが国家計の消費税負担の実態について」, 『経済分析』第182号, pp.25-47。
- 財務省財務総合政策研究所編(2008)『財政金融統計月報』第672号。

## 農業経済研究 第81巻第4号

(発売中)

## 《報告》

- 子牛価格の不確実性が肉牛繁殖農家の飼養頭数決定に与える影響……阪本 亮・草苺 仁  
——動学的双対モデルによる実証分析——
- 米国产トウモロコシ輸出過程の市場構造と価格伝達……中 島 亨

## 《書評》

- 熊谷 宏・大谷 忠編著『飼料米の生産と豚肉質の向上：飼料自給率の改善と資源循環  
型地域の構築に向けて』……信岡 誠 治
- 佐藤千鶴子著『南アフリカの土地改革』……池上 甲 一
- 田林 明・菊地俊夫・松井圭介編『日本農業の維持システム』……野中 章 久
- 山本博信著『食品産業新展開の条件：市場再編下での生存に備えて』……飯澤理一郎
- 古塚秀夫・高田 理著『現代農業簿記会計』……大室 健 治

## 《会報》

- 国際交流委員会報告  
編集委員会だより